

高校生のお子さまをお持ちの保護者さまへ 就学支援制度のご案内

※制度を利用する場合は申請が必要です。



高等学校等就学支援金

鳥取県教育委員会
からのお知らせ

高等学校等就学支援金とは？

申請の手続きを行い、認定されれば授業料を納める必要がなくなります。

（授業料は全額国が負担し、返済は不要です。全国の約8割の高校生が就学支援金制度を利用しています。）

【対象世帯】

保護者等の所得について、次の計算式の合算額が30万4,200円（年収約910万円）未満の世帯

【計算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額

※年収910万円は目安であり、世帯状況によっては超えていても対象となる場合があります。

※申請する生徒の生年月日が平成19年1月2日～4月1日の場合、課税標準額から33万円を差引いて計算します（扶養控除適用時期の遅れを調整）

就学支援金制度とは？

全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める環境をつくることを目的として、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です。

- ◆所得制限があります。
- ◆生徒や保護者が直接受領するものではありません。（県が生徒に代わり受領し、授業料に充てます。）
- ◆入学時及び毎年7月頃（所得情報の更新時期）に、申請等に基づき受給資格の確認を行います。

県立高校の授業料

全日制課程	定時制課程	通信制課程
月額9,900円	月額2,700円	1単位あたり336円

就学支援金の支給対象者

月の初日に高等学校に在籍している者

ただし、次のいずれかに該当する者は、支給が受けられません。

- ◆保護者等の市町村民税の課税標準額×6%から市町村民税の調整控除額を引いた額の合計が30万4,200円以上の者
- ◆高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した者
- ◆高等学校等に在籍した期間（定時制・通信制等に在学した期間はその月数を1月の4分の3に相当する月数をして計算）が通算して36月を超えた者

学校への提出物

下表により提出書類を確認し、学校が指定する期日までに提出してください。

現在の状況	意向	提出書類	備考
認定	継続する	・保護者・課税地等確認書(学校によっては、保護者・課税地等に変更のある生徒のみ提出。) 【所得課税証明書※1を提出する場合】 ・収入状況届出書 ・所得課税証明書	個人番号カード等を提出していない保護者等がいる場合は、個人番号カード(写)等貼付台紙の提出が必要です ※所得課税証明書を提出する場合は不要
	辞退する	・不受給申出書	
不認定 (所得制限)	申請する	・受給資格認定申請書 ・個人番号カード(写)等貼付台紙 【所得課税証明書※1を提出する場合】 ・受給資格申請書 ・所得課税証明書	過去に認定されたことがあっても、現在不認定の場合は受給資格認定申請書等の提出が必要です。
	辞退する	・不受給申出書	
不受給 (辞退)	申請する	・受給資格認定申請書 ・個人番号カード(写)等貼付台紙	過去に認定されたことがあっても、現在不認定の場合は受給資格認定申請書等の提出が必要です。
	辞退する	・不受給申出書	

※1 令和5年度(令和4年分の所得)の所得課税証明書が必要です。

◆就学支援金の認定申請にあたっては、原則、個人番号カード等の写しの提出をお願いしています。

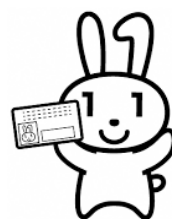
※個人番号以外で申請されたい場合、所得課税証明書や生活保護受給証明書で申請することも可能です。

◆県は、個人番号を利用して課税額等を確認し、就学支援金の支給対象であるかを審査します。

◆収集した個人番号は、就学支援金の認定事務以外に利用することはありません。

◆課税地(令和5年1月1日時点の住所地)に誤りがあった場合や、税の未申告等により個人番号で課税額等の確認ができない場合は、所得課税証明書の提出が必要となる場合があります。

◆個人番号カード(写)等貼付台紙や、所得課税証明書等の添付書類の取得に時間がかかる場合は、先に申請書のみご提出ください。

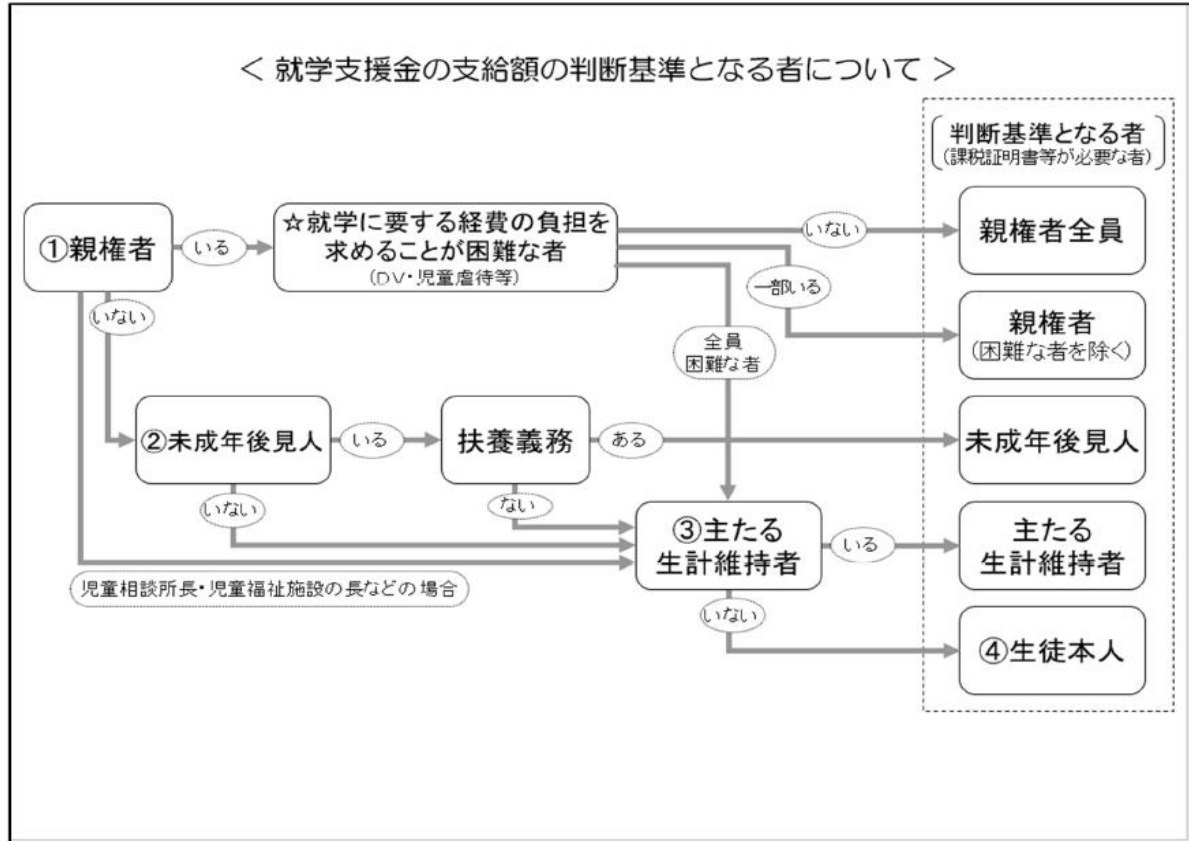


課税額等の確認対象となる保護者等について

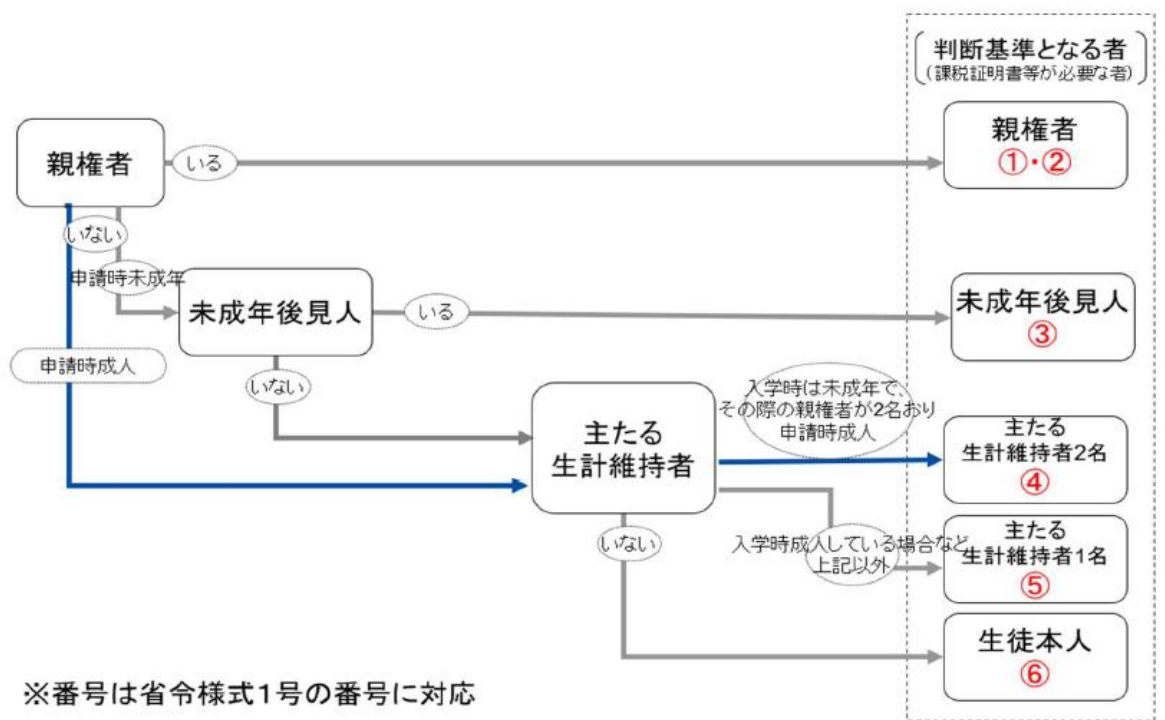
保護者等（個人番号の提出が必要となる者）は下記チャートにより確認してください。

※誰の個人番号を添付すれば良いか分からない場合は、在籍している学校にご相談ください。

<生徒が未成年の場合>



<生徒が成人の場合>



重要なお知らせ

- ◆「高等学校等就学支援金」は、親権者（保護者等）全員の課税額等が確認できない場合、支給できません。税の申告が済んでいない場合は、申請前に必ず税の申告を行ってください。
- ◆離婚、死別、養子縁組等による保護者等の変更や、収入の修正申告や税額の更正決定に伴う課税額等の変更が生じた場合は、その都度手続きが必要です。必ず学校にお知らせください。
- ◆保護者等が誤って特定されたまま申請・支給が行われ、それが明らかとなった場合は支給を受けた者から不当利得として受給額を徴収いたします。
- ◆偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰則に処されることがあります。
- ◆所得制限（保護者等の市町村民税の課税標準額×6%から市町村民税の調整控除額を引いた額の合計が30万4,200円以上）に該当する場合でも、「家計急変」（保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰すことのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合）により国の支援要件を満たす場合は、家計急変支援の対象として就学支援金を受けられる場合があります。学校へご相談ください。
- ◆高等学校等を退学した後、県立高等学校に再入学又は編入学した生徒は、高等学校等就学支援金の支給期間（全日制36月、定時制・通信制48月）経過後も、学び直しへの支援制度等を利用することができる場合は、授業料を収める必要はありません。

申請書等提出期限・・・6月6日（火）厳守

提出期限に間に合わない場合は、学校へご相談ください（期限を超過した場合、受給要件に該当する場合でも授業料の納付義務が発生することがありますので注意してください。）